

# 高石市教育委員会臨時会会議録

(平成 28 年 3 月臨時会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 28 年 3 月 26 日午後 3 時 02 分
閉 会	平成 28 年 3 月 26 日午後 4 時 05 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 宮 下 勇 樹 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 生涯学習課長代理兼青少年対策室長 : 石 田 俊 彦 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 教育総務課主事 : 前 川 恭 徳

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

佐野委員長	議案第 1 号から議案第 4 号までについては、関連する内容であることから一括議題としてよろしいか。
各委員	異議なし。

- ・ 議案第 1 号 高石市教育委員会通則等の一部を改正する規則の制定について
- ・ 議案第 2 号 高石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則の制定について
- ・ 議案第 3 号 高石市教育委員会事務局事務専決規程及び高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について
- ・ 議案第 4 号 高石市立図書館処務規程を廃止する規程の制定について

教育総務課長	<p>議案第 1 号から議案第 4 号について一括議題となり、各号の議案について関連規則であるため、高石市教育委員会事務局処務規程新旧対照表に沿って説明する。</p> <p>平成 28 年 4 月、高石市の組織の機構再編を行う。その再編に合わせて、教育委員会の組織も変更となる、まず教育部内の各課について説明する。</p> <p>まず、教育総務課は、総務係と管理係の 2 係あり、今回その係を総務管理係として統合する。</p> <p>次に、教育指導課であるが、名称が学校教育課へ変更となる。</p>
--------	---

	<p>次に、生涯学習課であるが、名称が社会教育課に変更となる。今回、機構再編において、市長部局の子育て支援課の事務が教育委員会の所管になることから、支援課を2つに分け、こども家庭課・子育て支援課となり、こども家庭課にはこども家庭係、それと子育て支援課には保育幼稚園係を設置する。</p> <p>次に、第3条の事務分掌について、教育総務課は2係から1係に統合となるため、係の所掌事務を一本化している。</p> <p>(10)番、幼稚園児の募集及び入退園に関する項目は子育て支援課の事務になる。</p> <p>次に、社会教育課について、平成28年4月から図書館指定管理者制度の導入により、郷土資料の収集や展示に関すること、また読書振興施策に関すること等を行うため、社会教育課の事務に追加している。</p> <p>次に、青少年対策室は、あおぞら児童会の管理運営を行っているが今回の機構の再編により、こども家庭課への事務の所管変えとなっている。</p> <p>次に、今回新たに設置となるこども家庭課と子育て支援課についてである。</p> <p>こども家庭課については、あおぞら児童会の管理を運営する項目について、青少年対策室から所管が変わる。</p> <p>子育て支援課については、保育所関係に係る事務、幼稚園の入退園手続、市立幼稚園の保育料の徴収等が所掌事務となる。</p> <p>以上が教育部の所掌事務である。</p> <p>また、第4条に保育所と児童発達支援センターの施設に係る事務分掌について記載をしている。</p> <p>以上が今回の教育部に係る組織体系である。</p> <p>次に、議案第1号について、議案第3号に係る関係規則の改正が必要となるため、教育委員会の通則等を改正するものである。</p> <p>内容として、事務局における課の設置や、施設を所管する課、また教育委員会事務局における職の設置など、今回の機構再編に必要な規則を改正するものである。公印の規則や、名称変更に伴う公印の名称も必要となるので改正している。</p> <p>次に、議案第2号高石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則の制定であるが、これは教育委員会の所掌事務である市立幼稚園の保育料の徴収や減免規程を、保健福祉部に事務を補助執行していたものが今回、子育て支援課が教育委員会の所管となったため、この規則を廃止するというものである。</p> <p>次に、議案第4号高石市立図書館の処務規程を廃止する規則について、図書館が指定管理となるので、事務の処理について必要な事項を定める規程となる。</p> <p>なお、この処務規程は廃止となるが、図書館の事務分掌については、指定管理者が行う部分を除くその他の事務については、先ほど議案第3号で説明した社会教育課の事務、(9)、(10)、(11)、(20)、(21)、(22)の項目を社会教育課の事務に追加している。</p> <p>以上、議案第1号から議案第4号まで関連規則の説明とさせていただきます。</p>
西中委員長 職務代理者	図書館の利用について選書、学校教育の中での図書館を活用して学習したり、文化財の保護等の仕事は現在の社会教育課の生涯学習・スポーツ振興係の中に位置づけられるのか。
図書館長	選書や学校との連携、文化財に関しても従前通りである。
西中委員長	うまく連携を図れるのか。市の意見を反映させるような定例の会議か

職務代理者	何かを行うのか。
図書館長	社会教育課の、事務として定めている。連携を図りながら進めていく。
藤原教育長	指定管理者の業務については、協定書を交わしており募集の段階で仕様書を示している。何か起こったときは、いつでも指定管理者と協議できるようにしている。
西村委員	図書館の館長や室長はどうなるのか。
図書館長	図書館の職員について、指定管理者で館長等を配置するので教育委員会としての規定はない。
西中委員長 職務代理者	指定管理は5年だったか。
図書館長	3年である。
藤原教育長	最初は5年の予定であったが、初めての指定管理であるため3年ぐらい様子を見ることにし、次の機会に5年などにしたいと考えている。
吉村委員	保育所及び発達支援センターの事務分掌について、松の実園やバンビグループは、支援センターへ入るのか。
子育て支援課長	保育所については、公立の綾園保育所、児童発達支援センターについては松の実園があり、4の母子通園事業がバンビグループとなっている。
西村委員	今回、子育ての部分が教育委員会に移管になるが、これに伴い職員がどのくらい増えるのか。
教育総務課長	今回の機構再編に伴い、教育委員会の職員の定数を増やし約130名にした。
子育て支援課長	3月まで子育て支援課1課で業務をやっているが4月1日に教育委員会に移る際に、こども家庭課、子育て支援課、それぞれ業務を分け必要な人員については要求していく。
西中委員長 職務代理者	機構改革の目的というのを再度確認したい。
教育総務課長	子育て支援課については、あおぞら児童会や、幼稚園の受付等窓口の一元化になるので、市民にとって利便性が向上すると考えている。
藤原教育長	1人の部長に5課が集まるので連携を深めやすい体制になる。
吉村委員	幼小中等教育の一元化が一つの目標だと思うが、来年度からの教育基本方針等に、幼児教育という部分が具体的に入ってくることを考えなければいけないのか。
教育総務課長	今回の教育委員会に子育て関係が追加となった部分は市の規則であり、そのまま市長に権限を残す。教育委員会としては、基本的に従前どおりの教育委員会の運営を行い、補助執行で市長の権限を教育委員会の職員がやっていくことになる。
藤原教育長	地方自治法上、権限を残したまま事務を行うのが補助執行、権限ごと移してしまうのが事務委任である。それは行政委員会と任命権者の違う者同士の事務をスムーズに行うためである。
西村委員	具体的に補助執行はどの部分なのか整理して教えていただきたい。
教育総務課長	補助執行の部分は、保育の実施に関する事、子育て支援施策の調査・企画・立案、子ども・子育て会議などに関する事、児童手当や児童扶養手当に関する事、助産施設に係る事、母子生活支援施設における母子保護の実施、児童虐待防止に関する事、家庭児童相談員に関する事、あと大きく挙げると、母子家庭・父子家庭及び寡婦の福祉増進に係る事や発達相談などの部分は、補助執行で行っていく。
西村委員	これが今回、新たに増えた補助執行か。
教育総務課長	これは今回、教育委員会の権限に属する事務の補助執行の規則改正と

	<p>ということで、教育委員会に係る部分の規則改正を提案したものである。教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則については市長部局で規則改正を行っていく。</p>
藤原教育長	<p>従来から、予算の執行権が市長にあることから支出の決定等を、事務委任又は補助執行で行っている。調定や減免の決定などは事務委任で、支出命令などは補助執行で教育委員会が行っている。</p>
採決	可決

・議案第5号、高石市教育委員会の審査請求の実施に伴う写し又は書面の作成及び送付に要する費用負担の額を定める規則の制定について

教育総務課長	<p>高石市行政不服審査条例が制定され、審査請求人などは提出書類等の閲覧、当該書類の写しの書面の交付を求めることができ、書面の写しや書面の送付にかかる費用を負担しなければならないとなっている。教育委員会においても市の規則を例とし、その費用負担を定めるため規則を制定する。</p>
西中委員長 職務代理者	これは定めるというのか、準用というのか、どちらか。
教育総務課長	準用である。
採決	可決。

・議案第6号、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育指導課長	<p>今回の改正は、育児または介護を行う職員に係る早出・遅出勤務についての第2条の2、第2号中の「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を加えることである。</p> <p>府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部が、平成28年4月1日施行で改正する旨が、大阪府教育委員会より通知があった。これは学校教育法が平成28年4月1日で一部改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたこと。加えて、これまで特別支援学校の小学部の子のある職員が、当該子を放課後児童クラブへ送迎する場合も、早出・遅出勤務の対象となっていたが、今回の義務教育学校前期課程の文言を追加により、特別支援学校の小学部の子のある職員が対象ではないかのように誤認させる恐れがあるため、特別支援学校の小学部も文言追加するよう総務省の考え方が示されたため、「特別支援学校の小学部」という文言が今回追加されている。大阪府の規則改正に準じ、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正いたしたいと考えている。</p> <p>なお、この規則の施行は、平成28年4月1日としている。</p>
採決	可決。

・議案第7号、高石市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

教育総務課長	現在、国において、子ども・子育て支援法の改正が予定されており、多
--------	----------------------------------

	<p>子世帯への保育料の負担軽減、年収約360万円未満相当世帯について、現行制度では1号認定の子供については小学校3年生までとしている多子計算に係る年齢制限が撤廃となり、第2子半額、第3子以降無償化の実施が予定されている。また、ひとり親世帯等の保育料負担軽減について、年収360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子の保育料半額、第2子以降の保育料無償化が予定されている。</p> <p>この法律が施行された場合、それに合わせて教育委員会の規則を改正するため、今回、教育委員会通則第2条第2項の規定により、高石市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について、委員各位の議決をもらい、教育長を臨時代理とするために提案するものである。</p>
西中委員長 職務代理人	これは国が行うのか、あるいは地方自治体どちらなのか。
藤原教育長	公立の分は、全部市で行う。
西中委員長 職務代理人	予算化されているのか。28年度から行うのか。
教育総務課長	<p>施行は、28年度であるが、施行日がまだ確定ではない。</p> <p>4月1日であろうと想定し事前に用意したい。予算については、28年度の当初予算に組み込まれている。</p>
藤原教育長	こちらの保育料は歳入であり、歳入見込額が減るが、歳入が減り支出できない等の問題は起こらないと考えている。
採決	可決。